

別表第1 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
シアン化合物	1リットルにつきシアン0.7ミリグラム	1リットルにつきシアン0.3ミリグラム
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1リットルにつき0.7ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.35ミリグラム	1リットルにつき六価クロム0.1ミリグラム
砒素及びその化合物	—	1リットルにつき砒素0.05ミリグラム

備考

- 1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、県の区域に属する公共用水域の全域とする。
- 2 この表に掲げる排水基準は、法第2条第2項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）及び法第2条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を含む。以下「指定地域特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から排出される排水について適用する。
- 3 砒素及びその化合物についての排水基準は、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する特定事業場のうち、旅館その他の宿泊所及び医療業に該当するものから排出される排水については、当分の間、適用しない。
- 4 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設又は指定地域特定施設（以下「特定施設等」という。）となった際に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排水については、当該施設が特定施設等となった日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
  - (1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、1年間）
  - (2) 指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあっては、3年間）
- 5 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
  - (1) 昭和49年4月1日において、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「昭和49年改正政令」という。）の規定による改正前の水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」

という。)別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場

- (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (3) 昭和63年4月1日において、水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和51年政令第122号。以下「昭和51年改正政令」という。)、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和54年政令第132号。以下「昭和54年改正政令」という。)、水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
- (4) 平成3年11月1日において、水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
- (5) 備考4に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場

一部改正〔昭和51年条例10号・63年12号・平成3年26号・令和元年19号・4年41号〕